

令和7年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年12月11日（木）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和7年12月11日 午前8時54分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
 - 議案第77号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第82号 可児市水道事業給水条例及び可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第87号 指定管理者の指定について
 - 議案第92号 指定管理者の指定について
 2. 報告事項
 - (1) 可児市一般廃棄物処理基本計画（案）のパブリックコメントの結果報告について
 - (2) リニア中央新幹線建設事業の進捗状況の報告について
 3. 協議事項
 - (1) 懇談会（議会報告会）について
 - (2) 行政視察について
5. 出席委員（8名）

委 員 長 山 田 喜 弘	副 委 員 長 前 川 一 平
委 員 伊 藤 健 二	委 員 川 上 文 浩
委 員 酒 井 正 司	委 員 澤 野 伸
委 員 伊 藤 壽	委 員 奥 村 新 五
6. 欠席委員 なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

市民文化部長	小 池 祐 功	建設部長	中 井 克 裕
水道部長	松 本 幸太郎	地域協働課長	田 島 純 平
文化スポーツ課長	藤 本 里 美	建築指導課長	今 井 亨 紀
水道課長	早 川 岳 宏	下水道課長	千 田 泰 弘
環境課長	水 野 正 貴	都市計画課長	柴 山 正 晴

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴木 賢司

議会総務課長 平田 祐二

議会事務局記 今枝 明日香

議会事務局記 奥村 晴日

開会 午前8時54分

○委員長（山田喜弘君） 定刻前ですけれども、ただいまから建設市民委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

初めに、1. 付託議案、議案第77号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（今井亨紀君） 議案第77号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は25ページ、議案説明書は4ページ上段、委員会資料は2ページを御覧ください。

建築物における木材利用の促進等を図るため、建築物の防火・避難関係規制等を見直す改正建築基準法施行令が令和7年9月3日に公布、令和7年11月1日に施行されました。

この改正において、建築物における大規模の修繕または大規模の模様替えを行う際の現行基準適合義務の緩和措置に、屋根、外壁、軒裏の防耐火性能に関する規定が追加とされたこととなりました。これにより、建築基準法施行令第137条の12の中の項が増えたことによる項ずれが生じたため、手数料徴収条例別表第6項の建築基準法部分、第21号及び第22号の同規定の引用箇所の項ずれ処理を行っております。

改正建築基準法施行令が令和7年11月1日に施行されておりますので、早急に改正を行い、条例公布日を施行日といたします。

最後に、岐阜県内の特定行政庁、限定特定行政庁共に、本市同様、12月議会に上程し、施行されるというふうに聞いております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第77号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤 壽君） 施行令のほうの施行日が11月1日ということですが、条例は公布の日から施行ということで日にちのずれがありますけど、これは特に支障はありませんか。

○建築指導課長（今井亨紀君） こちらの認定ですけれども、今までこの認定については出されたことは、実際のところ事務としてはないというところで、この数か月の間になりますけれども、基本的には、ものとしては出てこないんではないかなというふうに考えておりまして、その間につきましては手数料というのはちょっと、徴収は難しいかもしれませんけれども、認定の内容の事務については何ら変更がないということになっておりますので、基本的には、実際の事務というのは発生しないんではないかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

[「なし」の声あり]

発言もないようですので、討論を終了します。

これより議案第77号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 可児市水道事業給水条例及び可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○水道課長（早川岳宏君） よろしくお願ひします。

議案第82号 可児市水道事業給水条例及び可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、同じ内容ですので、水道事業給水条例、下水道条例、併せて御説明させていただきます。

資料番号1の議案書が46から47ページ、資料番号4の議案説明書が6ページとなります。

今回の改正の背景状況としまして、令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人が管理する水道、下水道の宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う業者数が被害の規模に対して少なかったこと、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことなどにより、宅内配管の業者の確保が困難な状況になったことが要因とされています。

このことから、現在は可児市長の指定を受けた業者が行える水道の給水装置及び下水の排水設備等に係る工事を、大規模災害発生時はほかの市町村長またはほかの市町村長の指定を受けた業者も工事を施工できるようにし、宅内配管の復旧に対応する業者の確保、早期の復旧や工事の適正な実施を図ることを目的として条例を改正するものです。

具体的な内容につきましては、議案書を御覧ください。

可児市水道事業給水条例の第10条、可児市下水道条例におきましては第7条に、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、ほかの市町村長またはほかの市町村長の指定を受けた者が工事を施工することができる旨の規定を追加いたします。

最後に、施行日は公布の日としております。

説明は以上となります。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第82号に対する質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 条例そのものに直接の意見もありませんし、当然の条文であり適切だと思うんですが、ただ、能登半島地震に学んだということなのでちょっと驚きなんですが、

議会では熊本地震に関する視察をしまして、その後市民向けの報告会をしていわゆる受援力、災害を受けた場合にいかにその援助を受けるかということを市民とともに学んだという、かなり前の話があるわけですが、これが今までなかったというのは大変不思議といいますか残念だということ、今回できるということを前向きに捉えるべきかもしれないんですが、あまりにも遅いなあというのが実感なんですが、これは、1つには、やっぱり府内の例えれば防災安全課との連携とかその辺の何か問題があったんじゃないかと思うんで、その辺どうなんですか。今できたということへの反省といいますか、今回つくるということへの意味といいますか、それをちょっと説明してください。

○水道課長（早川岳宏君） 委員がおっしゃられたとおり熊本地震においてもこのような状況になったことは確かにあります、今回の条例改正、これは能登半島地震の教訓ということで国土交通省から各自治体に対し、復旧を円滑に進めるための技術的助言ということで示されておりますので、本来であればその前にやるべきではあったと思うんですが、今回、石川県のほうでは石川県内の指定業者、全域で復旧ができるという特例措置を取ったことが一番の要因だと思っております。

今後、この条例を改正することによって復旧が早まることは間違いないとは思うんですが、もう少し早くやるべきであったものではないかとは思っております。以上です。

○委員（酒井正司君） 全く同感ですね。

でも、条例ができたということ、それは一つの安心材料ではあるんですが、もう一步踏み込めばそれを受け入れる体制といいますか、それもできれば、さらに非常に安心だということなんですが、例えば災害復旧の協定とかそういうことを具体的に、いろんな協定を結んでいらっしゃいますけど、これらなんかにとっても事前の連携ということも必要といいますか、非常に大きな災害時の安心材料になるかと思うんです。その辺の考えはどうですか。

○水道課長（早川岳宏君） 協定に関しては、基本的に日本水道協会、あと下水道協会、全国規模の協会と協定を結んでおりますので、もし広域の大規模災害があった場合はそこに応援要請を行って、順番でいうと、県内でいうと、岐阜市が岐阜県支部の支部長をやっておりまして中部ブロックを名古屋市が支部長やっておりまして、順番に上げていって最終的に全国へ応援要請をしていくという体制は整っておりますので、指定業者の応援に関しても、協会のほうから全国的に声かけしていただける体制は整っておりますので対応はできていると思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

○委員（伊藤 壽君） それでは、他の市町村長が認めたというか、管理者が指定した給水装置の工事事業者、これにほかの市町村の管理者が認めて工事ができますよということだと思いますが、指定店になる、指定を受ける基準ですよね、そういったものはほかの市町村と違うということはありませんか。

○水道課長（早川岳宏君） 水道の指定業者に必要な書類というのは水道法の第25条の2、水道法施行規則第18条で定められております。これは、ほかの市町村でも内容は変わりません。

下水道につきましては法令で定められたものはありませんが、水道法に準じた申請方法を取つておりますのでそこら辺は問題ないと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

○副委員長（前川一平君） すみません、今の関連ということではないんですけど、例えば寒冷地とかだと一般の地に比べてちょっと施工方法が違つたりとかということがあり得ると思うんですけど、そういう施工方法の違いによって出る影響なんかというのは、可能性はないですかね、どうなんでしょうか。

○水道課長（早川岳宏君） 可児市では特に寒冷地仕様とかでやっているケースはないと思われますので、あと、可児市の品質や材料の基準はございますので、もしほかの、例えば寒冷地の指定業者というところの話があれば可児市の指定、基準をお知らせしてやっていただくという形になると思います。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか、いいですか。

[挙手する者なし]

委員長から 1 つだけ。

必要があると認めるときって、具体的にはどういう手続で他に依頼する、水道協会ですかね、お願いをしていくんですか。

○水道課長（早川岳宏君） 一応、具体的には可児市の管工事組合や、それ以外に管工事組合以外の指定店、指定業者がございますので、そこに聞き取りを行つて、修繕依頼や問合せが非常に多くて対応ができない状況が確認されたときに水道部内、あとは大規模の災害であれば災害対策本部が立ち上がっておりますのでそこで、あとは管理者権限を市長が持っておりますので、最終的には市長と協議して判断するという流れにしております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） では、ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

討論もありませんので、それでは討論を終了します。

これより議案第82号 可児市水道事業給水条例及び可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よつて、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号 指定管理者の指定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 議案第87号 指定管理者の指定について御説明いたします。

資料は議案書の53ページ、提出議案説明書の7ページ及び建設市民委員会資料3ページから6ページになります。

まず3ページ、委員会資料、文化スポーツ課1を御覧ください。

指定管理者を指定する施設は可児市文化創造センターです。

指定管理候補者は、公益財団法人可児市文化芸術振興財団、代表者は理事長 肥田光久さん、所在地は可児市下恵土3433番地139でございます。

指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

指定管理業務といたしましては、1つ目、文化芸術事業の企画及び実施に関すること並びに市民の文化芸術活動の支援に関すること。

実施に当たりましては、ア、市民に社会参加の機会を開く観点から行う事業、イ、地域社会の絆の維持及び強化を図る観点から行う事業、ウ、市民のニーズに沿った事業を取り入れることとしております。

2つ目、文化創造センターの施設及び備品の貸出しに関する事。3つ目、文化創造センターの施設及び備品の維持管理に関する事。4つ目、その他文化創造センターの設置目的を達成するために必要な業務のうち市長の権限に属するものを除く業務としております。

可児市文化創造センターは、心豊かな地域文化の創造と振興を図り、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的として、平成14年に設置した施設でございます。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団は、この文化創造センターの管理運営を行うことを目的に、市が出捐金を拠出いたしまして、平成12年に設立されました法人でありまして、当該財団は設立以来、この文化創造センターの建設時から携わっております、指定管理者制度を平成18年度に導入してからは、この資料にありますとおり4期にわたり当該財団が指定管理者に指定されております。

指定管理者の選定方法につきましては、可児市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則の規定によりましていずれも特命指定でありまして、今回も特命指定しております。

このたびの令和8年度からの指定管理者の指定に当たりましては、令和7年10月17日に開催されました可児市指定管理者選定委員会におきまして、各委員の平均点は83.8点でございました。その結果を踏まえまして、指定管理者の候補団体として公益財団法人可児市文化芸術振興財団が選定されています。

なお、この選定委員会における採点の結果の詳細は次のページでございます。

5ページの資料2につきましては、このたびの特命指定の理由をまとめたものでございますので、参考に添付いたしましたので御確認いただければと思います。

説明は以上です。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第87号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（川上文浩君） ちょっと教えていただきたいのが、4ページの選定委員の評価なんですが、それとも、ざっと委員の平均点というのが出されているんですが、ちょっと内容的に、3番の効果的、効率的な運営のための事業計画、配点15点で得点13点、これは主にどういったことを評価されているんでしょうか。どういったことをこれは評価しているというふうに担当課では捉えられているんですか。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） この際の意見では、財団のほうから出された資料が、今後の予算の収支計画書が出されていたんですけども、そちらの計画が、経費削減にあまり工夫といいますか努力が見られないんじゃないかというような意見があつたんですけども、財団のほうからは a1a まち元気プロジェクトなど劇場関係者から評価の高い事業、収益は出ないんだけれども、その中で今後細かな経費節減ですとか積極的な外部資金の導入を図つて努力するというような回答が出されております。

○委員（川上文浩君） 全く答えになっていないなあと思うんですが、要はこれ特命指定なので比較するものもないんですよね。

特命指定で比較するものがないというと選定委員がどういう基準で評価点をつけて、具体的にどういったことに対して改善点とか意見を述べるということが必要になってくるという、それがなかつたら財団だって改革できないですよね、はつきり言って。

今の話を聞いていると、効率的にはいまいちじゃないですかというようなのが出たけれども、財団のほうからそういうことが出たということですが、僕もよく見ていて、効果的・効率的な運営のための事業計画とか、例えば事務事業も含めてなんですかとも、それが本当に十分できているのかという中の13点というのがどうも理解できなくて、やはりこれはこれを特命指定として審議するに当たって、こういった中の分析の細かい部分はしっかりと出していただかんと困るかなというふうに、やっぱり改善していかなくちゃいけないですか、駄目な部分はね。

やはり、ここはいつも僕、文化芸術振興財団事務局長が見える経営説明のときに言うんですけど、やっぱり全体でもう少しちょと意識感を持って、職員の意識を上げてコストを下げていくとか営業をするとか、先ほども言いましたけど裏の駐車場で、来賓が出入りするようなところで固まってたばこを吸っているようなことが散見されるのもよくないです、そういうところを少し改善していかないと駄目なんじゃないかなというふうに思うところがすごくあります。

ですから、特命指定だからいいんじゃないかというのが財団に染みついているとこれは効果がなくなってくるので、やはりそこの中でも変えていくところはどういったことを変えていったほうがいいのかとかですね。

その施設の維持管理にしては、当然それは市がやることであるんですけども、運営に関してはほぼ全てがこの財団がやるわけですから、様々な運営、それから自主事業、それから

いろんなものについてでもですね。この5年間特命指定ありきでお金がついてくるんだというような感覚では、やはり改革とかいろんなものは変わっていかないだろうなというふうに思いますし、やはり利便性を上げるために基本的にはチケットの販売方法なんかも変えていかないと駄目で、DXって本当はあんまり進んでいないんじゃないかなというようなこともありますし、いつも言いますけど、特命指定をやるのはいいです。指定管理って5年間ですわね、特命指定をしてやっていくのはいいんだけど、市民にとってどれだけプラスになっているんですかというところをもう少ししっかり吟味していかないと、多くの市外の方々が同じ条件で同じ金額で同じものを見られる、鑑賞できるということの文化の発信は分かるんだけど、本来、じゃあ人気のあるものを市民の方が見たいけどチケットを買えませんでした、市外の方がもう3割、4割余分にいますという状況の中で、それを可児市の税金を使って文化の発信だということでやっていることで、市民に対してそういういたインセンティブも与えずにやることがいいのかどうかというの反省とか今後の見通しとかというのが僕は必ずあっていいんじゃないかなというふうに思っていて、本当に今後財政的に苦しくなっていくような状況の中であって、やっぱり非常に多分いろいろな状況も苦しいであろうという中でそういういたところをどうやっていくのかなあという。

発信、発信とよく言われて、文化の発信だ、文化の発信は別に可児市でやってもいいんだけど、名古屋市でもやっているし、あちこちでもやっているところがあるので、それがどこまで影響してくるかというのはすごく判断は難しいところなんですけど、やはり財団としての自助努力というのも見える形でしていただくようなことをやっていかないと、毎年同じ、文化創造センター アーラの下にいろんな事業報告をされるわけですけれども何が変わっているのという、何やっているのということがありますし、当初は何か可児市に滞在して云々とか何かあったのも本当に可児市に滞在してやっているのかとかね、名古屋市から通っていないかとか。

そういういた部分で、中身が多少変わってきたのならはっきりもう訂正して、きちんと訂正して正直にやっていかないと、そのうちそれはそこが出てくるだろうなというふうに思うので本当に。特命指定はいいんですよ、いいけれども、だからといって、ここ、一番大事なのは点数、評価のところの詳細が分からぬといいうのはすごく困るなというふうには思うので、次回はこここの評価をどういう評価をしたのかなというところが分かるようにしてもらうといいかもしれないですね。以上です。希望も含めてね。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 御意見ありがとうございます。

今回の指定管理の指定に当たりましては、こちらの仕様書のほうで、先ほど少し説明させていただきましたが、やはり市民、せっかく可児市にある文化施設ということで市民に還元という御意見をいただいておりますので、今回の指定につきましては業務の中で市民のニーズに沿った事業を取り入れるようにということ、今回はこれを新たに入れております。

それで、今回の指定管理の応募に当たっても財団のほうもそちらを強く意識した提案をプレゼンしていただきまして、文化創造センター アーラというのは、毎年、秘書政策課のほ

うが市民アンケートをやっておるんですが、その中でも可児市の自慢としてローズガーデンともう一つ、文化創造センター アーラというのが自慢として市民から認知してもらっているというふうに判断しておりますが、一方、維持管理には多額の税金が投入されておりますので、市民に理解される運営をしていく必要があるということで今回指定管理者の仕様書に、市民のニーズにということで市民のニーズに沿った事業を新たに盛り込んだわけなんですが、それに対して財団は、選定委員会のプレゼンの中におきまして、今後の運営においては質の高い文化芸術を求める一方でエンターテインメント性も持ち合わせた活動を展開し、地域に軸足を置いた市民に寄り添った運営をしていくというように決意表明されました。

ですので、そちらはこちらも評価いたしまして、次の指定期間においてはそのような運営がされるものと期待しておるところです。

令和7年度におきましても、地区センターとの連携ですとか、学校の子供たちの利用を促進する業務ですとか少しづつ、アーラタイムズという冊子を毎月出しているんですけども、そこに広告欄を入れるですかね、あと、これまで文化庁、日本芸術文化振興会のほうから4,000万円ほどの補助金を毎年いただいているとか外部資金の獲得については努力しているところなんですけれども、今後さらに努力していくという決意表明がありましたので、今回ちょっと指定させていただいたところです。以上です。

○委員（川上文浩君） ありがとうございます。

そういうのも大事だと思うんですけども、やっぱり質の高い文化の押しつけにならないようにしてもらって、質の高い文化のものがじゃあ、チケット販売率とか客数の割合でどうなのかというところもあるし、やはり極力100%に近いほうがいいわけですよね、充足率、劇場の。

質が高いからいいものだと言われても、それが例えば50%とか30%とか60%だったら何の意味もないんじゃないかなというふうには僕は思うところがあって、文化もいいんですけど、あまり質の高いものの押しつけでなくて、今おっしゃったように市民ニーズに合うものをやってくれる特命指定団体に5年間指定管理すべきなんじゃないかなと思いますし、時代も少しづつ変わってきてるので、僕はいつも思うのはやはり世代ですよね、世代を見たときに若年層はあそこで何をやっていますかということなんですよ。勉強しているとかはちょっとあるけど、そこは学習ルームじゃないからね。勉強するのはいいんだけど、そういうふうに使ってもらってもいいけど、特に本当に今の10代、20代とかそういった層が鑑賞とかいろんな文化に触れるためにあそこで利用しているかというのはちょっと期待が、というか、予想よりも低いんじゃないかなというふうに思っていて、僕はだから、そういったところが文化創造センター アーラに触れてもらってそういうものを醸成して次につないでいくというのが大事で、学校へ行ってアウトリーチをすること、それも大事だけれどもそれが全てじゃないとは思って、それもいいことですけど。

だから、あそこへ来てもらって楽しんでもらう、触れてもらうということに僕はすごく意義があるんじゃないかなと思いますし、久しぶりに美術展も見に行きましたけど、やっぱり

いいですよね、ああいうところのものでやられるということはね。

だから、そういうところを強化していってもらえるように、特命指定だけれども財団にはやはりそれに甘んじることなくしっかりと中身を持って運営していただきたいというふうに思うところがあって、ちょっとはつきり言って、私が聞く市民からは難し過ぎると、あまりにも難し過ぎるというところはあるんじゃないかなというふうに感じるところがあるというので、それは単なる井戸端会議の意見ですから、それは総意ではありませんのでよろしくお願ひします。

○市民文化部長（小池祐功君） いろいろな御意見ありがとうございます。

この文化創造センター アーラの施設管理、運営、指定管理につきましては、6月の出資法人の説明においてもいろいろな御意見をいただいて、今回もこういった形で御意見いただいておりますけど、言われた意見をざくっとまとめると、5億円という多額な税金を使って何もやっていないんじゃないか、さらに改革しようともしていないんじゃないかというような感じでどうしても対立的な意見交換になってしまいますが、ここでちょっとお聞きしたいのが、自分もこの4月からずっと文化創造センター アーラにそれなりに関わって、通つたりしたわけなんですけど、さすがに5億円という指定管理料が入っている分いろんな形で事業展開をされて、それなりに文化芸術の発信とか、あと市民ニーズのエンターテインメントとかいろんなところも加味しながら、彼らというか財団のほうはそれなりに運営をしているんですね。

そしてやっているという部分も意見いただいている、今そういうバランスを取りながら僕らは見ているんですが、ちょっとここで反問ではないんですけど皆さんにお聞きしたいのが、あんまりやっていない、やっていないというような御意見がある中で実際この1年を通して委員の皆様も文化創造センター アーラの展開している事業などにある程度頻繁に、興味を持って通つてみえるか、その辺というのはどんな状況かなというところを。

見ずして物を言うと僕は言っているわけではないんですが、皆さんどの程度文化創造センター アーラに関心を持って、事業に関心を持って、実際見られて、それでこれじゃあ全然違うなあという意見なのか、一般市民の意見は、もうハードルが高くて行っていないけど何か難しいことをやっているみたいなそういう意見が多いんですよね。だから、本当に入つて見ていただきたい、そこで感じていただきたい、そして、そこで発信するものを意見交換したいというのが多分財団のほうもすごく気持ちはあるんです。

そんなようなところをちょっと、皆さんのお見をちょっと、ちょうどですでお聞きしたいなというふうに思いました。

○委員長（山田喜弘君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時30分

再開 午前9時40分

○委員長（山田喜弘君） 会議を再開します。

○委員（酒井正司君） 取りあえずたくさんあるんですが、その部分、採点表の4番の15点配点で9.4得点、これ63%。この中で一番低い。いわゆる採算性を意識していないというか、その能力に欠けるという採点なんですが、その辺に対してのお考えはどうでしょうか。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 先ほどの回答と少し重なってしまうんですが、こちらの項目に関する御意見としては、今後、令和8年から令和12年度まで指定管理期間の収支予算書を財団のほうから提出されているんですが、資料として、それについて、このとおり本当に今後5年間やっていけるのかというような御意見がありまして、そこで財団のほうも管理費に多額の、今物価高騰ですとかありますので、管理に係るですとか、人件費の高騰ですとか、そういうしたもので事業の実施についてもなかなか苦労するところがあるんですけれども、先ほど申しましたように、外部資金の獲得などを通じて努力していくというような意見がございましたので、そこを市のほうでは評価したんですが、そこについての疑問点がこういった点数につながったものというふうに考えております。

○委員（酒井正司君） これだけ、63点というのに果たして及第点を与えられるのかという、考え方の違ひだと思うんですが、これ大きな大きな課題だと思うんですよね。おっしゃるように、これから物価高騰に合わせて維持費は当然高騰してきますわ。

それと先ほど5億円、5億円とお話が出ています。5億円なんて話は全然違うんで、これ減価償却費を入れていないんですね、あそこはね。これが落ちているんですよ。いわゆるコスト感覚を麻痺させる大きな原因は、減価償却を意識しているかどうかなんです。どんな企業でもこれが一番のネックなんです。

だから今回の採点でも、僕はこれは甘過ぎると思って、特命指定ということはまさに市民の大きな犠牲を強いるなど。

これは昨年10月の決算のときに申し上げたんですけど、文化創造センター アーラの維持費を世帯割ね、市民の世帯割にすると1年間に1万3,000円負担しているんですよ。当然、今の物価上昇を見ると、恐らく1万5,000円ぐらい。各全世帯ですよ。これからもっと上がっていきますわ。コストがかかるだけやないですよ。母体の人口が減りますからね、極端に上がってくるはずだ。

だから、先ほど川上委員おっしゃるように、何を彼と私が言いたいかというと、将来この文化創造センター アーラというものが存続できるかどうかということを一番心配しているわけですよ。

ですから、先ほどの63点というのがね、63点はとてもちょっと理解できない。恐らく50点以下だと、私は50点以下、及第点はとても与えられないという私の認識です。以上です。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 答えとしては、今後財団も経費の削減については、もう今後も努力していくということ、あと外部資金の獲得についても積極的にやっていくということですので、そちらについて期待するものと、あとはもう市民の皆さんのがんばりも大きいですでの、とにかく市民の皆さんからの理解を得られるような事業展開をすることで、市民の皆さんにまず利用していただく、来ていただく。

先ほど地区センターや学校との連携というふうに申しましたが、地区センターや学校にアウトリーチで行くだけではなく、今はちょっとアウトリーチということも大分事業報告でも言っておりますが、それだけではなく、地区センターを通じて市民の皆さんに文化創造センター アーラに来ていただくというようなことも考えておりますし、学校にアウトリーチ、行くだけではなくて、学校を通じて子供たちに文化創造センター アーラを利用していただく、文化創造センター アーラの劇場の舞台を使ってもらうということを、これから子供たちにどんどん使ってもらうということに主眼を置いてやっておりますので、経費削減とともに市民の理解を得られるようになってことで、なかなか経費削減はすぐに一朝一夕にはいかないとは思っているんですけど、まずは市民の理解を得られるような運営のほうに注力するようについて期待しております。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑ありますか。

○委員（澤野 伸君） すみません。今現在、特命指定でずっと平成18年から5期やってきてるんですが、極端な話、特命指定外したらどうだというような意見というのはどこか出てきたことってありますか。

特命指定をやめて公募みたいに切り替えて、はないということ。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 特に内部でのそういった意見はこれまで出たことは聞いておりません。

○委員（澤野 伸君） 今この点数は、全体で合計での80点は8割超えているという部分では及第点なのかなというふうには思いますけれども、ある一定の部分で、ここまでできたらもうこれ外しまっせ这样一个エンドラインというのも何か設定というのはあるんですか。

○市民文化部長（小池祐功君） 特命指定というのは、最終的に伺いを取って、特命指定にするかどうかを条例に基づいて決めていくわけなんですけれど、その及第点というか、どこまでいったら特命指定の決裁が取れないかという、その数字というのではないというのが現実であります、それをどういう形で設けることもできないようなところもあるので、そもそもこれ、文化創造センター アーラ自体が出来上がった経緯からずっと連なっていくと、文化芸術の施設が公共、パブリックの施設であるという部分を含めながらこういう展開をしていっているので。

よくもっとお客様が入るエンタメの強いような、みんながわあわあ言う、来るような事業を引っ張ってくればいいじゃないかとか、いろんな意見もあって、それも徐々にその割合なんかも増やしていくってはおるんですけど、やっぱりパブリックの中において、文化芸術という中で一番採算が取りにくい。そこが採算性のところの点数が低いところもあるんですけど、お金ばっかり使うけどなかなかみんなに分かってもらえないところにどこまで割合としてお金を入れていくのかというのが永遠の課題になってくるんですが、もう最終的に、いつもさっちもいかなくなったら、それはもうエンタメ性の強いところの民間なんかに売却というのも、もしかしたらあり得るかもしれませんけど、そこまでいかない手前で、可児市としての文化芸術の発信地、中心地として何とかかんとか維持していきたいという思いがある

というところまでしか言えないですね。以上ですが。

○委員（澤野 伸君） まさにそこら辺のところを、いわゆる外部資金の部分で、足らず前をやるといつたらもういわゆるそこの箱貸しして、外とか入れて収益性を上げる。もう自分たちで、自前で稼げなかつたら、それしか方法がないというふうに思ったので、ちょっと聞いてみました。

あと、外部資金の件で少し、これは極端な話なんですけれども、今も文化創造センター アーラという名称で非常に親しみがあって、もう文化創造センター アーラと言えばとすぐあれなんですけれども、いわゆる外部資金調達の感覚で、ネーミングライツというような話というのは上がったことがありますか。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 今、市全体でそういったネーミングライツについては検討しておりますので、そんな中で文化創造センター アーラにつきましても、内部で検討はしたことはございますが、そもそも文化創造センター アーラが設立される前に、愛称を公募して、可児市文化創造センターが正式名称でありまして、愛称をどうするかということで、全国的に公募をした結果、アーラという愛称が決まっておりまして、さらに主劇場は宇宙のホール、小劇場は虹のホールというような愛称が全国からの応募があって、その中で子供たちや市民を含む委員会の中で決定されたという経緯がございますので、そういった愛称があるものですから、愛称がある中でのネーミングライツというのがなかなかちょっとなじまないんじゃないかなということで、まだ検討はしておりますが、文化創造センター アーラにネーミングライツをというのはちょっと難しいんではないかというような状況に現在はあります。

○市民文化部長（小池祐功君） そのネーミングライツの話は過去に出て、そんなところで落ち着いているところなんですけれど、今回そういった意見を受けて、またその外部資金の獲得というところも含めて、もう一遍土台に上げて、ネーミングライツの適正というか、必要かどうかとか、できるかできないかとか、そういったことも含めて検討をしていくというようなところは考えられるかなというふうに感じます。以上です。

○委員（澤野 伸君） ありがとうございます。

もう背に腹は代えられない場合はね、せっかく公募したけれどもそれはもう破棄するしかないと思っています。市民負担が非常に今後高まる上で、少しでもその負担感を減らすということであれば、背に腹は代えられないし、愛称、愛称で来たけれども、一つここが区切りだよというぐらいの勢いを持ってやっても悪くはないかなというふうにも思っています。

あと、館内の広告ですね。館内広告で何か企業広告等々の入れとか、そういった感覚というのではありませんかね。館内に企業広告をずっと打っていくとか、施設内の芝生のところとか、ああいうところに企業広告を打っていって、いわゆる資金調達の足しにするようなとか、いろいろそういうといったムーブというのはないんですかね。常設ですよ。

いわゆる外部資金の入れ方の案というのが非常にここ点数が低いもんだから、そういうアイデアというのは何か向こうからあってしかるべきだと思うんだけど、そういうところを聞

いてみたいんですが。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 館内に看板を立てるというようですね。

○委員（澤野 伸君） 企業広告ですよ。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 館内の企業広告、あと先ほどちょっと説明で申しました
が、アーラタイムズという月1回発行している広報誌のようなものに広告欄をつけて、企業
広告やっているということを始めたもんですから、それに合わせて今どういったものをどう
いったことで外部資金獲得できるかというのは、財団のほうでも今検討しているところで
ので、そういう企業広告についても今後検討していくことはできるんじゃないかなというふ
うに思っておりますので、今後一緒に検討してまいります。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

○委員（伊藤健二君） 御苦労さまです。

酒井委員がおっしゃられた番号でいう4番目の15点配点に対して9.4点という得点、これ
は僕は65%かなと思って計算したけど、酒井さんが63%だということなので、ここ飛び抜けて、
こここの問題を解明しておくということが、今後の文化創造センター アーラにとっての
重要なポイントになるだろうという認識です。

ここに対する対策が具体的に一つ一つ、幾つか今事例を挙げて、こういう点はどうですか
という各委員から質問、意見が出たけど、これはもうこの文化創造センター アーラを建設
してスタートしたときから抱えている根本問題です。私の表現で言えば、過大投資。ほかが
17億円とか25億円とか、議会としても視察に行った経験がありますけれども、文化芸術の市
民センターを造ろうというときに、どこまで投資したらいいのかという当時の状況の中で判
断を、時の市の執行部も、またそれを承認した議会もね、結論から言えば、過大投資を認め
ちゃっていますよ。

だから、先ほど減価償却という話で言われたけれども、土地代で30億円だったそうで、記
憶がそうなんで、100億円近い建設費をかけています。償却しようがないんですよ。この当
時10万人未満の都市でしたから。だから広域で23万人ぐらいの可児・加茂地域、その他を含
めた地域からお客様を寄せてと。

もともともうフルオープンで、可児市民だけじゃなくて市外の人たちも含めてということ
だから、そういう方向で理念はよかったですんだけど、そいつを具体化していくまでの対策が遅
れているままで来ている。だから、市民が税として負担している部分とのバランスをどうい
うふうに切り替えていくか。

先ほど小学校や中学校やそういう若い層たちの活動の場、発表の場としても文化創造セン
ター アーラをもっと使えと、それもやってきているはずだったけど、アウトリーチ、今度
は来てもらうものも含めてやるなど様々あるけど、僕は、一番大きいのは利用の頻度が低い
ことに加えて、大きい建物の施設なので、空調や電気代や照明や、特に芸術性の高い照明に
ついてはいろいろと課題を抱えていると思われます。

そこをもう見捨てて、標準的なレベルに下げちゃうのかどうなのかぐらいまでもう突っ込

んだ議論が始まらないとならないんじゃないかなという気はしているんで、経費コストの管理の改善策と、もともと建物がでかくて施設コストがかかっているんで、そこをどう対策を取っていくか。それが今の財団で方針化できないというならというか、市としても考えなきやいけないと思うんだけど、そこをやっぱり明快にしていくことが今後必要じゃないかなということを押された上で、取りあえずは私はこれはこれで認めざるを得ないかなと思っているんです。

何か計画がより出される予定があるなら教えてください。

○市民文化部長（小池祐功君）　この選定項目4番のところの施設の管理運営に係る経費と収支計画の的確性と実現の可能性が低いというのは、今回、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年の5年間が、ある意味令和2年で組立てをして指定管理料が決まっておるわけなんですけど、いろいろ、コロナ禍で収益は下がるわ、そして、さきの話ではないですけど、人件費は上がるわ、光熱費は上がるわというところで、ある意味結構最悪の状態のところを過ごしてきたところの結果になって、最終年度あたりで赤字が出てきているわけなんですけれど、その辺のことを踏まえて、委員の方は、この先、次の5年間も事態が急変するわけではないので、光熱費はかかるわ、人件費もかかるわといって、この指定管理料でやれるんでしょうかというようなところを問うて点数が下がっていると思うんです。

それにおいては、チケット収入、外部資金を獲得するのか、あと指定管理料を増やしてもらうのか、その辺でしかお金の計算ができていかないで、そのところに不安がありますというのがここ9.4の表現かなというふうには理解しております。

それで、劇的な、例えば大幅に施設を縮小するとか、もっと言っちゃうと一部を切り取っちゃうとか、そんなようなところの計画は全然今当市では持ち合わせていません。

そんなところの中で、もう初めの出発点からの文化芸術の中心地であるというようなところからの出発点はずっと保持しながら、このままできれば次の5年間運営していきたいなというのが正直なところですが、これがあまりにもまた全然、出ていくお金ばっかりで入ってくるお金がないという話で経営が成り立たないという話になれば、さっき言われたように、いつかどこかのところで大きな決断を執行部も議会も合わせて、市民の意見も取り入れながらやる必要性は出てくるのかなと、そんなふうには感じます。以上ですが。

○委員長（山田喜弘君）　ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、討論を終了します。

これより議案第87号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 指定管理者の指定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） 議案資料1、議案書の58ページ、それから議案資料4、提出議案説明書の8ページ、本日の委員会資料7ページから9ページを併せて御覧ください。

議案第92号、可児市市民公益活動センターの指定管理者の指定についてを御説明いたします。

資料のほうに沿って御説明いたします。

対象施設といたしましては、可児市市民公益活動センターです。

設置目的といたしましては、市民が自主的に行う社会に貢献する活動で、営利を目的としないものを支援するとともに、市民公益活動をする者の交流の場とするものでございます。

場所は、向かい側にある総合会館2階となっています。

開館時間及び休館日につきましては午前9時から午後5時まで、それから休館日につきましては、毎週火曜日、それから毎月第1水曜日、祝日、年末年始というふうになっております。

指定団体につきましては、特定非営利活動法人可児市NPO協会です。

平成18年から当該施設の指定管理者として実績のある団体となってございます。

なお、公募といたしましては、もう一団体、NPO法人生涯学習かにと2団体の応募がありまして、10月17日に行われた指定管理者選定評価委員会において、可児市NPO協会が候補者団体として選定されたものでございます。

指定管理者が行う業務といたしましては、委員会資料の7ページ下段、3. 指定管理者が行う業務として、次のページにかけて記載してあるとおりでございます。

初めに1として、情報誌の発行や貸館などのセンターの管理運営業務、2として、市民公益活動の情報発信及びマッチングなどの市民公益活動への支援業務、3として、講座や交流会の開催など普及啓発及び交流促進業務、4として、まちづくり活動助成金に関する業務、5として、市内自治会員の支援及び交流促進業務については、既に取り組んでいる部分もございますが、地域のまちづくりの推進のためには、地域課題解決に向けた自治会活動の支援であるとか、地域団体と自治会のつながりづくりが重要と考えておりますので、業務として追加をさせていただいております。

具体的には、自治会役員や自治会委員、地域団体の担い手の方など、地域住民の交流の場づくりを行っていく予定でございます。

令和8年度の指定管理料につきましては、税抜きで998万円、税込みで1,097万8,000円でございます。

現在よりも184万8,000円の増額となります、この主な理由といたしましては、給料単価の上昇によるもので、市の会計年度任用職員の時給単価を参考に、人件費増額分を加味して積算をしております。

なお、令和9年度以降の指定管理料につきましては、岐阜県最低賃金等の賃金水準をはかる指標にプラスマイナス1%以上の変動が見られた場合につきましては、2年目以降の人件費にその変動率を反映させまして、指定管理料を増減できる賃金スライド制度を導入させていただきました。

また、令和7年第4回の可児市議会定例会でも認定いただいたとおり、先ほどの休日の説明にもございましたが、毎月第1水曜日、祝日、年末年始のそれぞれ1日ずつ休館日を増やしたことでの指定管理料の削減は105万6,000円となっております。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

指定管理者選定評価委員会における採点結果は、資料9ページの点数表のとおりでございますが、委員からは、市民団体の支援のみならず、多くの地域資源とのネットワークづくりにより、防災、子育てといった様々な分野のまちづくりのプロデュースに期待できるというコメントをいただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第92号に対する質疑を行います。

○委員（澤野 伸君） 選定基準及び各事業者採点結果の部分で、中段の利用促進の方策でかなり点差が開いているんですが、この開いたところの内容を少しちょっと教えていただけませんか。

相手方がちょっと低くて、こちら側がちょっと、受かったほうがまずまずの評価というんですけれども、その差というのが、ちょっと教えてもらえますか。

○地域協働課長（田島純平君） 点数の差は、片方はずっと平成18年から担っていただいている団体ということで、もう一つのほうは経験がないということで、委員からも幾つか質問が出ておりましたが、それについては経験がないのでまだこれから検討したいとか、具体的な説明がなかなか難しいところがあったというところで、点数の開きが出たんじゃないかなというふうに感じております。以上です。

○委員（澤野 伸君） 逆に評価された内容というのは。

○地域協働課長（田島純平君） 今もやっていただいているけれども、いろんな各種団体とのつながりをいろんな場面で実行していただいているので、今の期間の中でも新たなプロジェクトを組まれたり講座を開いたりということで、その辺の評価もされて、さらに、先ほども言ったように、多くの地域資源とのネットワークづくりを期待できるという評価をされていたというふうに聞いております。以上です。

○委員（澤野 伸君） あともう一点、いわゆる市内のそういった公益活動に処する団体の活動を手助けするというのが主な目的だと思うんですが、実際、市内で動かれているN P Oの団体の数ですか、活動量が増えたという実績というのは、どういうところを見れば分かり

ますかね。

○地域協働課長（田島純平君） 先ほども利用人数の最初の対象施設のところの一番最後に、利用実績といいますか利用人数の数字が載せてあるんですが、令和5年度で2,031人、令和6年度で2,028人ということではほぼ横ばいなんですが、これはコロナ禍で一旦令和3年度で1,129人、令和4年度、令和5年度で倍ぐらいに回復してきたというところからも一旦収束はしましたが、数的には少しずつ戻ってきてはいるかなというふうに思っております。

また、コロナ禍前でいきますと、5,000人を超える利用者の数はございましたので、まだそこまでには至っておりませんが、少しずつ増えてきているというスタッフのお話は聞いております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了します。

これより議案第92号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと、そのようにさせていただきます。

議事の都合により、10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時29分

○委員長（山田喜弘君） 会議を再開します。

続きまして、2. 報告事項(1)可児市一般廃棄物処理基本計画（案）のパブリックコメントの結果報告についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○環境課長（水野正貴君） 資料のほうはございませんので、口頭で報告させていただきます。

令和7年9月の建設市民委員会でお知らせしたとおり、令和7年10月1日から10月31日の

期間において、令和8年度から令和17年度の可児市一般廃棄物処理基本計画（案）のパブリックコメントを実施いたしました。その結果、意見の提出はございませんでした。

今後、パブリックコメントの結果の公表、可児市廃棄物減量等推進審議会で諮詢、答申をし、令和8年3月に公表する予定としております。

報告は以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(2)リニア中央新幹線建設事業の進捗状況の報告についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） 令和7年11月末時点での大森工区のリニア中央新幹線建設事業の進捗状況について報告いたします。

現在施工中の第一中京圏トンネル（大森工区）につきましては、延長約4.9キロメートルのうち、多治見市大針工区境から約1.4キロメートルまで掘削しております。具体的には、県道の多治見白川線を過ぎて大森川の手前付近となります。

令和7年11月末時点での建設発生土は約32万立方メートルです。その約32万立方メートルのうち、要対策土は約6,100立方メートルです。現在は、そのうち約5,600立方メートルを県外へ搬出しており、残りの約500立方メートルは工事ヤード内の遮水ピットに保管しております。よって、大森第3区内の仮置場にはストックされておりません。

今のところ、工事に伴う周辺への影響は確認されておりません。市民からの苦情等も市には入っておらず、JRからもそのような報告はありません。

報告は以上です。

○委員長（山田喜弘君） この件に関して質疑ありますか。

○委員（伊藤健二君） 念のために。

水位異常は一切報告がないということですね。

○都市計画課長（柴山正晴君） はい、現在のところそのような報告は入っておりません。以上です。

○委員（伊藤 壽君） 最近、要対策土から何か新しい物質が出たというのではありませんか。

○都市計画課長（柴山正晴君） 昨日の新聞報道にもありましたが、セレンが一部出ておるという報告をいただいておりますので、それは県と市環境課のほうで対応しておるところです。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

[「広見線について」の声あり]

暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○委員長（山田喜弘君） では会議を再開します。

今の報告に対する質疑、ほかにありますか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了とします。

ここで暫時休憩とします。

以降の議事は委員のみで行いますので執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、3. 協議事項(1)懇談会（議会報告会）についてです。

議会報告会については、私のほうから説明申し上げます。

既にお知らせさせていただいたとおり、日時としては12月20日土曜日午後1時から約1時間程度を予定しております。

場所としては、帷子地区センター2階の第3会議室を予定しております。

テーマとしては、名鉄広見線（犬山－新可児駅間）の活性化について、利用促進事業や駅周辺にぎわい創出といったまちづくりの観点での意見の交換を予定しております。

出席者としては、かたびら交通まちづくりを考える会様から10名の参加を予定しております。帷子自治連合会様から4名、それから岐阜医療科学大学様から1名、帷子地区センターから2名、あと建設市民委員の皆様で議会報告会を行いますので、よろしくお願いをいたします。

当日の資料はパワーポイントを使って説明しますので、それを見ていただいてお願いするのと、あと集合時間については、12時30分までに帷子地区センターのほうへ御集合いただければというふうに思います。

帷子自治連合会のほうは3名ということなので訂正させてもらいます。

それでグループピングして、意見交換はいつもどおりやっていただきて、あとアンケート等も取りたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

資料、これお手元にあると思いますけど、これで説明させていただきますので。

今日の建設市民委員会資料の11ページ以降にありますので、御一読願いたいというふうに思います。

特に質問がなければ、この件は終了させていただきますけど、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

では、終了いたします。

続きまして、協議事項(2)行政視察についてです。

事務局のほうから説明させてもらいます。

○議会事務局書記（奥村晴日君） 建設市民委員会の行政視察につきまして、既にメールでも御案内させていただいたとおり、1月29日木曜日、30日金曜日にかけて、1日目は福井市、2日目は金沢市に行く予定で行程を作成いたしました。行程が23ページにございます。

1日目の福井県福井市に関しては、えちぜん鉄道の車と比べても選ばれる交通手段になる将来像に対する取組事例とその効果、2日目の石川県金沢市では、北陸鉄道をみなし上下分離方式で存続決定するに至った経緯と決定プロセス。みなし上下分離方式に決定してどうだったか。みなし上下分離方式で運行継続決定後の市の存続支援の取組に関してお聞きする予定です。

行程につきましては、1日目、福井市には7時4分の電車に乗っていく予定で、行程案のとおりでございます。

福井市の中で、福井市から金沢市への移動時間で1時間ほど待ち時間がある4時頃の行程ですね。このあたりで余裕がありましたらえちぜん鉄道にも一度乗って見られたらと思っております。

行程全体で自費分指定席として1日目1,530円、2日目1,730円とありますが、こちら旅費規程で指定席の旅費規程外になりますので、こちらが自費の御負担をお願いする部分となります。

行程としては以上です。

すみません、失礼しました。

金沢市から、国の動きによっては臨時会が1月にもし出てきてしまったら、ちょっと受入れができないということをいただいておりますので、もしそのような事態になったら、また御相談させていただくかと思います。よろしくお願いします。

行程については以上です。

○委員長（山田喜弘君） 事前の通知でお知らせしておりますので、よろしくお願ひいたします。

確認です。

事前質問については11月28日にメールを送っております。12月22日月曜日正午まで事務局へメールで提出してください。

福井市からはえちぜん鉄道職員も同席をしてもらえるということで御連絡をいただいております。

以上であります。

以上で本日予定の案件は全て終了しました。

このほかに何かございましたらお願いをいたします。

何かありますか、ないですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上で本日の予定の案件は全て終了いたします。

それでは、これで建設市民委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。以上で

す。

閉会 午前10時45分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月11日

可児市建設市民委員会委員長